

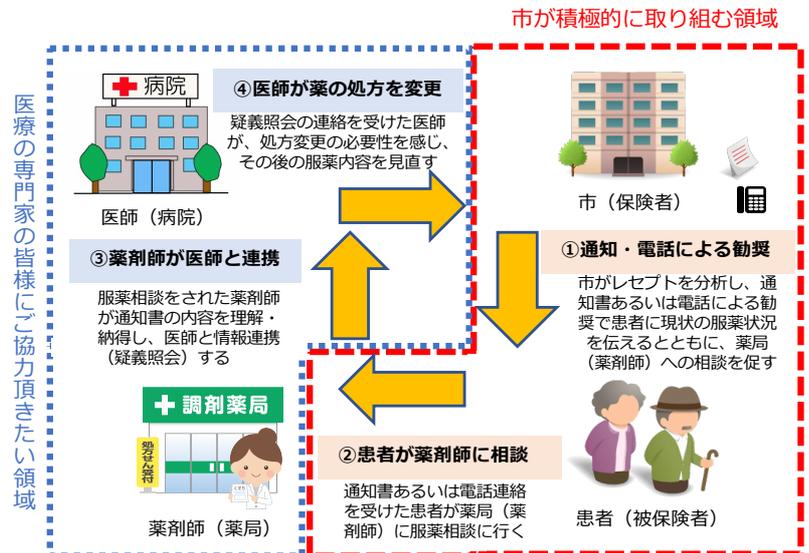
【熊本市国民健康保険】令和2年度適正服薬推進事業の概要

実施目的

- 熊本市国民健康保険被保険者のうち、薬による副作用リスクや残薬の恐れのある方に対して、服薬状況や薬のリスクを効果的に伝えることで薬局への服薬相談を促し、適正な服薬の推進を目指します

実施内容

- 令和2年4月～6月診療分の調剤及び医科（入院外）レセプトを分析し、服薬状況に課題がある方を特定し、処方された医薬品内容を記載した通知書を送付します（令和2年10月中旬発送予定）
- 通知が届いた対象者には、この通知を持ってかかりつけ薬局・薬剤師に相談するように促します



- 通知書が届いた対象者が相談に来られた際は、服薬内容をご確認いただき、薬についての質問・不安がないかを確認してください

実施対象

- 通知書は以下条件に該当する対象者に送付しています：
 - 重複服薬の疑いがある方
連続する3か月間において2か月以上、複数の医療機関から同じ薬あるいは同じ薬効の医薬品が処方（処方日数合計が7日以内は除く）
 - 多剤投与の服薬相談対象者
連続する3か月間において2か月以上、12種類以上の医薬品が処方
 - 併用禁忌（配合禁忌）の処方がある方
直近3か月間において飲み合わせに注意が必要な医薬品が処方
- がんおよび難病の方、また10歳未満の方は対象から除外しています

注意事項

- 市では、現状の服薬状況に課題があるかもしれない方を抽出しているため、処方の変更が必ずしも必要というわけではありません。本取組は、通知書を利用して、被保険者が今抱えている薬に関する「困った！」を専門家である薬剤師に相談し、適正な服薬につなげる取組です
- 薬剤師の皆様は、現状の服薬内容の確認とともに薬に関する一般的なリスクや薬局・薬剤師の役割を周知させる機会にご活用ください

通知受領者からの想定質問

Q1.どのような人に通知書が送られているのですか？

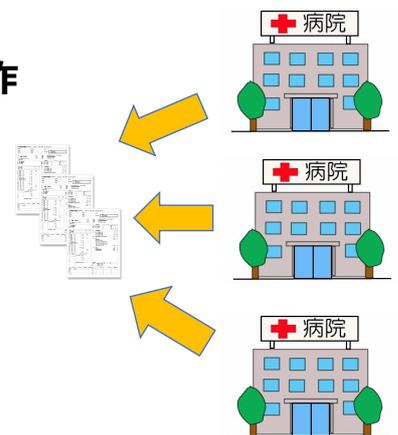
現状の薬の服用状況を確認し、薬の副作用のリスクや残薬がありそうな方に通知を送っています。また必ずしも薬の服用状況に問題があるわけではなく、一度専門家に相談していただきたいという趣旨でお送りしています。したがって、ご相談の結果、現状のまま問題ないということもあるかもしれません。

Q2.なぜ市が通知を送っているのですか？

令和元年度から熊本市は、薬の副作用のリスクや残薬解消に向けた取組を実施しています。一般的に高齢になるとお薬の種類が多くなります。またお薬の種類が多くなると副作用のリスクが高くなるため、さらなる高齢化を見据え、被保険者に薬のリスク等について正しく知っていただくことが今回の取組の主な目的です。

Q3.医師の処方した薬を飲んでいるだけなのに、なぜ副作用のリスクや残薬につながるのですか？

一人一人の医師は、患者の病状に合わせて薬を出していますが、他の病院でどのような薬が処方されているか、必ずしも把握できているわけではありません。患者が2つの病院で同じ効能の薬を処方された場合、結果として、適正量より多い薬が処方される場合等が考えられます。



Q4.対象としている医薬品は内服薬だけですか？

内服薬と外用薬が対象になります。ただし、医薬品の処方が手術・処置・麻酔等の投薬以外の目的の場合は、内服薬・外用薬であっても対象外です。

Q5.処方医薬品については今後どのように対応すれば良いのですか？

現在どのような薬を飲んでいるのか、漢方薬やサプリメントを含めて一度必ず薬剤師に説明してください。全ての薬を覚えるのは大変でしょうから、必ずお薬手帳を持参し、薬の処方があった場合には必ずお薬手帳に記入されているか確認してください。今後、薬が増えた時や薬が変更になった場合にも薬剤師に相談いただければと思います。

Q6.薬に関する相談は誰にすればいいのですか？

薬を飲み忘れてしまう、薬の数を減らしたい、薬が効いているのかわからないので確認したいなど、皆様の薬やサプリメント等に関するご相談は薬局までご相談下さい。薬局の薬剤師はお薬に対する専門家であり、皆様からのご相談をお待ちしています。

お薬相談通知書の内容説明

- 処方された医薬品は25件/月まで表示されます（処方医薬品が26件以上ある方は一部の医薬品が省略されます）
- 医療機関/薬局名: 医薬品の処方箋発行医療機関名と調剤した薬局名を表示しています
- 医薬品名: 19文字以上の医薬品は医薬品名を短縮表示しています
- 薬効: 医薬品の主たる薬効を表示しています。複数の薬効を持つ医薬品は実際に処方された薬効と表示が異なる場合があります
- 調剤日: 対象月に当該医薬品が複数回調剤された場合、初回調剤日を表示しています
- 調剤回数: 対象月に当該医薬品が処方された回数を表示しています
- 調剤日数: 対象月に当該医薬品が処方された処方日数を合算して表示しています
- 飲合危険: 医薬品の組み合わせが併用禁忌の状態の場合「○」がつきます（被保険者に伝わるように「飲合危険」と表現を変更）
- 重複服薬: 複数の医療機関から同じ薬効の医薬品が処方されている場合「○」がつきます
- 院内処方の場合、薬局名・調剤日・調剤回数は空欄になります

あなたに [] に処方されたお薬は全部で [] あります

No	医療機関/薬局名	医薬品名	薬効	調剤日	調剤回数	調剤日数	飲合危険
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

※1 薬効は主たる薬効を表示しています ※2 院内処方の場合、調剤日及び調剤回数は表示されません ※3 1か月に26件以上の処方がある場合は一部が表示されません ※4 複数の薬効による重複・中断は非常に危険なため、必ず医師・薬剤師に確認の上で行ってください ※5 飲合危険とは、医薬品の組み合わせとして弊への影響リスクがある場合をいいます

熊本市国民健康保険 お薬相談通知書

この通知書には処方された薬の情報が記載されています。処方されている薬は病名(傷病)に合わせて医師が処方したものです。医師一人一人が他の病院の受診内容や処方について十分に把握できていないと限りません。そのため、同じような効能の薬が複数の病院で重複して処方され、結果として適正な量を越えた処方されている場合があります。

このはがきの使い方

- 1 はがきの内容をよくご確認ください
- 2 このはがきとお薬手帳を持ってかかりつけ薬剤師・薬局にご相談ください
※お薬手帳を持っていない方はお近くの薬局で早めに作りましょう。
- 3 必ず医師・薬剤師に相談の上、必要に応じて処方内容を変更してもらってください
※独自の判断による減薬・中断は非常に危険です。必ず相談の上で行いましょう。

薬の種類が増えた時は、総合的な判断を確認するために、必ずかかりつけ医・薬剤師・薬局に相談してください

あなたの服用薬一覧を中に掲載しています

こんなことにお困りではないですか?

▶ たくさんの種類の薬を飲んで大丈夫なのか、飲み合わせが心配
▶ どんな薬が処方されているかわからない
▶ 薬を飲み忘れたり、飲んでいない薬がたくさん残っている

多くの薬を飲んでいる

多数のお薬を服用していると健康に影響することがあります。

■ 多剤服用のリスク

- 一般的には種類以上の薬を服用すると、健康へのリスクが高まる。
- ふらつき、転倒、薬の副作用の低下の原因となる。
- この薬がどのような作用が分かっているか、他の薬との飲み合わせが考えられる。

同じ病気で複数の医療機関を受診している

なるべく、複数の医療機関を受診することを控え、今受けている治療に不安などがある場合はかかりつけ医にその旨を伝えましょう。

重複する検査や投薬により、かえって健康に影響を及ぼしてしまうなどの心配があります。

飲み合わせが悪い薬を飲んでいる

複数の医療機関を受診しているにもかかわらず、医師から処方されたお薬手帳をきちんと提出しないと、結果として、飲み合わせが悪い薬が処方される場合があります。

医療機関・薬局は医師及びお薬手帳からみなさんの薬の状況を把握しています。

薬を安心・安全に使用する5つのポイント

- 1 かかりつけ薬局で「お薬手帳」などを一括して服薬管理してもらいましょう。
- 2 自分がどんなお薬を服用しているかを知っておきましょう。薬の種類や使用する用法・用量、服用時間、使用期間に注意する必要があります。
- 3 お薬を人にあげたりもらったり、必要以上のお薬をもらったりしないようにしましょう。
- 4 自分の判断で服用を中断しないようにしましょう。
- 5 お薬が余った時は医師や薬剤師に相談しましょう。適量に服用しているお薬であっても、今の健康状態に合わない可能性もあります。

かかりつけ薬局(薬剤師)の主な3つの役割

- 1 お薬の管理
市販薬も含め、お薬の服用状況を把握し、お薬手帳をきちんと提出しないこと、結果として、飲み合わせが悪い薬が処方される場合があります。
- 2 いつでも相談可
薬が足りない、副作用が心配、飲み合わせが悪い、お薬手帳の更新など、いつでも相談できます。
- 3 適宜アドバイス
健康状態により、医師の処方内容や服薬方法の調整をアドバイスします。

お近くの薬局にかかりつけ薬剤師がいるかを確認し、上手に活用しましょう!

- 患者（被保険者）に対して、通知書を受け取った後に何をすればよいのかを説明しています
- 通知書及びお薬手帳をもって患者（被保険者）が相談に来られた場合、まずは服薬内容が継続しているかをご確認ください
- 服薬内容の見直しが必要と感じられた場合は、患者（被保険者）に医師へ相談するように伝えるか、直接医師に連絡し、服薬状況をご説明ください

- 厚生労働省の調査においても、多く国民の薬のリスクに対する認識が低いという結果が示されていることから、多剤投与（ポリファーマシー）のリスクについて伝えています
- 薬を総合的に管理する必要性と、その役割としてかかりつけ薬局（薬剤師）が存在することを説明しています
- 今後薬の種類が増えたり、服薬内容に変更があった場合、総合的な安全性のチェックのため、必ず薬局（薬剤師）に相談するように勧めてください

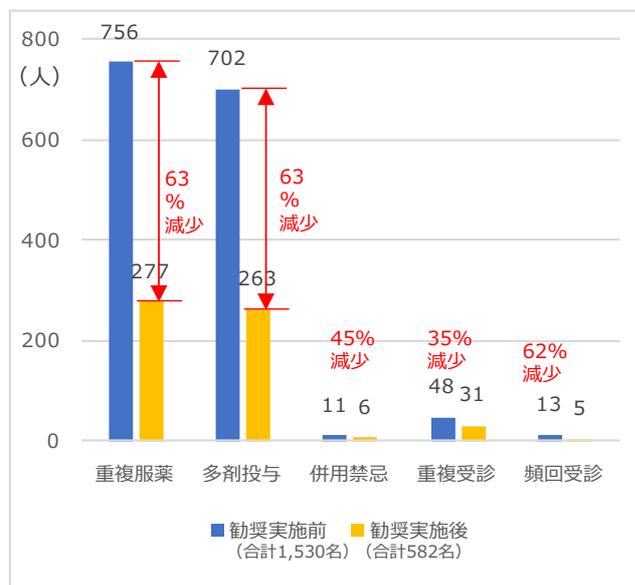
令和元年度の適正服薬推進事業の結果報告

＜勧奨対象者の服薬状況の改善＞

熊本市では、令和元年8月に被保険者に適正受診・適正服薬を推進する通知を送付、またその直後に電話にて薬局への服薬相談を促す取組を実施いたしました。取組実施後、服薬に課題のあった対象者が減少し、対象者の服薬状況の改善が確認できました（右図参照）。

令和2年度においては、薬剤の健康への影響がもっとも懸念される併用禁忌の対象者について100%の減少を目指して取組を実施します。

本取組は、保険医療機関・保険薬局・保険者の3者が一体となって取り組むことが重要だと考えます。お忙しい中申し訳ありませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



＜併用禁忌の医薬品の組み合わせ＞

下表は、併用禁忌の医薬品として多くみられたものです。特に、「糖尿病用材」及び「気管支拡張剤」の組み合わせは勧奨後に改善した割合が低かったのが特徴です。

糖尿病用剤			気管支拡張剤		
①	シュアポスト錠	グリメピリド錠	①	ウルティプロ吸入用カプセル	トニール錠
②	シュアポスト錠	アマリール錠	②	ウルティプロ吸入用カプセル	メブチンミニ錠
③	ミチグリニドCa・OD錠	グリメピリド錠	③	ウルティプロ吸入用カプセル	メブチンドライシロップ
④	ミチグリニドCa・OD錠	アマリール錠	④	ウルティプロ吸入用カプセル	プロカテロール塩酸塩錠

※そのほかにはファモチジン錠（消化性潰瘍用剤）とオーラップ錠（精神神経用剤）、ヤーズフレックス配合錠（混合型E剤）とプラノバル配合錠（混合型E剤）等の組み合わせがあります

令和2年度においても同様の併用禁忌の組み合わせが確認できており、これらの医薬品を処方される場合は、他院・他薬局での処方を含めてご注意ください。

その他のお問い合わせ先

- ◎ 令和2年度の事業の実施結果・効果検証等のご報告は、事業完了後に改めてお知らせします。
- ◎ 相談に来られた対象者について、個別にご要望やご相談等がある場合は、下記までお問い合わせください。（通知書宛名面右上の管理番号をお伝えください）

【問い合わせ先】 **熊本市役所 国保年金課 保健事業班**
 TEL : 096-328-2280 FAX : 096-324-0004
 E-MAIL : kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp